

監 査 報 告 書

令和 元年 5月 24日

社会福祉法人 多摩大和園
理事長 川崎 裕康 殿

監事 酒井 修 
監事 畠島 せつ 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 理事の業務執行状況は、理事会出席状況、議事等の審議内容及び法人の経営、運営に關わる事項等について、法令及び定款に従い、適正に業務を執行していることを認めます。
- 二 事業報告書は、関連する法令及び定款に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- 一 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 二 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 三 事業活動計算書及び事業活動内訳書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 四 収支計算書及び収支決算内訳書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。